
新版F&T感情識別検査の使用に関する同意書

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

障害者職業総合センター

障害者支援部門 統括研究員 あて

以下の条項に同意し、ソフトウェア「新版F&T感情識別検査」の使用を希望します。

〈 使用条件： 各条項をお読みいただきましたら、□にレを記入してください 〉

☐ 第1条 使用权

機構が受領した「新版F&T感情識別検査の使用に関する同意書」の担当者欄に署名した者（以下、「使用者」という）のみがソフトウェア「新版F&T感情識別検査」（以下、「ソフトウェア」という）をインストールし、利用することができます。また、使用者が第三者に使用权を許諾することは認めておりません。

☐ 第2条 ソフトウェアの複写及び改変の禁止

ソフトウェアを複写したり改変しないでください。

複写及び改変によって生じた損害について、機構は一切の責任を負わないものとします。

☐ 第3条 印刷物の複写及び改変の禁止

ソフトウェアの機能により出力された印刷物、ソフトウェアに同梱されているマニュアルを複写したり改変することはできません。

複写及び改変によって生じた損害について、機構は一切の責任を負わないものとします。

☐ 第4条 使用目的

下記①または②に該当する目的にのみ、ソフトウェアを使用することができます。

① 障害のある人の特性理解及び配慮事項を明らかにすること、支援方法の検討や職場環境の改善に資することを目的とした使用

② 研究を目的とした使用

上記①②以外の目的（例えば、検査結果を人事評価・人事考課の資料として利用したり、障害の鑑別診断の資料として利用したりする）では使用しないでください。

また、上記②の目的で使用される場合は、研究終了時点で研究成果の報告を機構の担当者に行ってください。

☐ 第5条 検査を受ける者への説明と同意

検査を受ける者（以下、「被検査者」という）に対し、検査の実施目的について説明を

行い、被検査者から実施についての同意を得た上で、検査を実施してください。

□ 第6条 検査結果の扱い

検査結果は被検査者にフィードバックしてください。また、検査結果を第三者に開示する場合は、情報開示の必要性について被検査者に十分な説明を行い、同意を得た上で行ってください。

検査結果は個人情報として厳重に管理してください。

□ 第7条 保証の範囲、保証の制限

ソフトウェアで指定している環境要件を満たしていない場合、ソフトウェアの操作に支障がないこと、あるいはエラーの発生がないことは保証できません。

ソフトウェアで指定している環境要件は下記の通りです。

OS:Windows7、8.1、10 / CPU:Pentium(R)CPU 2.40GHz 相当以上。
ディスプレイ解像度:1024×768 以上 / ディスプレイサイズ:14 インチ以上
ディスプレイ色素:32bit 以上 / スピーカーからの出力により実施する。

□ 第8条 責任の制限

機構は、使用者がソフトウェアを使用したことに起因、または関連するいかなる損失、損害に対しても責任を負わないものとします。

（貴機関名）

ご署名欄

代表者

令和 年 月 日

ご担当者

令和 年 月 日